

最終更新日：2008年5月19日

## 伊藤忠エネクス株式会社

代表取締役社長 小寺 明

問合せ先：IR広報室長 高橋 博美 TEL03-5436-9356

証券コード：8133

<http://www.itcenex.com>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

#### ■ 1. 基本的な考え方

○ 基本方針：(1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、決裁権限規程、「CSR・コンプライアンスプログラム」、「グループ行動宣言」、「社員の行動規範」及び取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

(2) 取締役及び執行役員は、法令、定款、取締役会決議及び、業務分掌規程及び決裁権限規程その他の社内規定に従い、当社の業務を執行する。

(3) 取締役会の決議をもって執行役員を任命するものとし、執行役員は、取締役会の決定に従い、代表取締役及び業務分掌取締役の指揮命令・監督の下に、業務分掌規程に定められた範囲内で職務の執行にあたる。

(4) 代表取締役及び業務を執行する取締役として取締役会の決議によって選定された取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、自己の職務執行の状況を取締役に報告しなければならない。

(5) 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査部及び会計監査人と連携して、監査役会規程及び監査役監査基準に則り、取締役及び執行役員の職務執行の監査を実施する。

当社は「行動規範」「グループ行動宣言」に基づき、企業人としてのコンプライアンスの徹底、株主利益の重視及び経営の透明性確保を絶えず念頭におき経営に当たっており、経営の透明性確保の見地から情報開示への積極的な取組を重視し、迅速且つ正確なディスクロージャーに努めている。

○「社員の行動規範」：有徳(信義・誠実、創意・工夫、公明・清廉)

○「グループ行動宣言」：行動宣言は、当社ならびにグループ会社の役員、社員を対象とし、行動規範である「有徳」を常に意識しながら、良識ある企業人・社会人として日常の業務に当たることを宣言するものである。

【1】お客様との関係：①安全性 ・安全で安心な取引／製品・商品の品質管理 ②誠実対応 ・サービスの向上／お客様の情報管理／事故・クレームへの対応

【2】お取引先との関係：公正な取引／企業情報の管理

【3】サプライヤーとの関係：公平な購買活動／独占禁止法の遵守／調達基準

【4】社員との関係：人権の尊重／健康・安全の尊重／働きやすい職場環境／公正な人材配置・雇用／適正な人事評価・処遇／相談窓口の活用／セクハラ・パワハラを禁止

【5】会社・会社財産との関係：資産・財産の保護／適切な会計処理／機密情報の管理

【6】地域社会との関係：社会貢献活動／社会市民との対話／行政との関係

【7】環境活動：継続的な環境活動／事業に関わる環境ビジネス／環境マネジメント／グリーン購入調達

【8】株主・投資家との関係:適正な情報開示/安定した収益の還元/積極的なIR・広報活動

【9】節度ある企業行動:コンプライアンス/インサイダー取引の禁止/節度ある贈答品の授受/政治資金規正法遵守

## 2. 資本構成

外国人株式所有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	35,799,000	37.15
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口)	3,532,500	3.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,051,400	3.17
エネクスファンド	2,533,489	2.63
日本生命保険相互会社	2,203,184	2.29
住友信託銀行株式会社	1,974,000	2.05
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,910,900	1.98
シナネン株式会社	1,570,560	1.63
株式会社ジャパンエナジー	1,452,460	1.51
伊藤忠エネクス従業員持株会	1,340,942	1.39

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、筆頭株主である伊藤忠商事株式会社のグループ国内エネルギー卸小売事業の中核会社という位置付けであり、伊藤忠商事株式会社とは重要なビジネス・パートナーとして従来から石油製品はもとより内外の原油及び製品市況等の情報交換、人材交流、DME(ジメチルエーテル)を始めとする新エネルギーの共同事業等を推進している。

当社と伊藤忠商事株式会社及びその企業グループとの間には、事業の棲分がなされており、兼任取締役の就任状況や出向者の受入は、独自の経営判断を妨げるものではなく独立性が確保されている。このような関係を維持しながら、今後も国内外のエネルギー・ビジネス全般における競争力強化のため、様々な課題に共同で取組んでいく所存である。



## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

当社は「社外取締役」としてではないが、伊藤忠商事株式会社から1名の非常勤取締役を選任している。これは業務執行の監視機能の客観性及び中立性に配慮するという観点から、当社とは事業形態の異なる会社からの取締役就任は意義のある事と判断しているためである。

1名の非常勤取締役は、伊藤忠商事株式会社においてエネルギー関連部門の責任者を務め、高い見識と豊富な経験を有しており、国際市況商品の典型である石油製品を扱う当社の取締役として適任である。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人の監査経過及び結果を踏まえ、必要に応じて監査の現場に立ち会うなどして、厳格に監査報告を実施している。当社は会計監査人である監査法人トーマツと会社法及び証券取引法に基づき契約を締結しており、会社法監査及び証券取引法監査を受けている。会計監査人は独立した第三者としての立場から、財務諸表監査を実施し、当社は監査結果の報告を受けて内部統制等の検討課題等についても適宜意見交換し、改善事項等の助言を受けている。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下の通りである。

公認会計士の氏名	監査法人名	継続監査年数
指定社員 諏訪部 慶吉	監査法人 トーマツ	3年
指定社員 村上 淳	監査法人 トーマツ	1年

尚、会計監査業務の補助者は、公認会計士2名、会計士補6名である。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部統制システムの適切な運営を監視・監査する組織として、社長直轄の「監査部」を設置し、7名の人員で業務監査を実施している。監査役は、当該「監査部」との間で監査計画の立案時から緊密に連携を取り、定期的に会議を開催したり、必要に応じて監査に立ち会う等によって、業務監査の実効性を高めている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
森 哲夫	他の会社の出身者		○		○					
野添 尚三	他の会社の出身者		○							
難波 修一	他の会社の出身者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
森 哲夫	その他の会社に、平成 16 年まで 35 年間勤務	長年、企業法務・総務分野の業務に携わり、豊富な経験と高い見識を有しているため。
野添 尚三	その他の会社に、平成 19 年まで 36 年間勤務	長年、財務会計の業務に携わり、豊富な経験と高い見識を有しているため。
難波 修一	弁護士	弁護士としての高度な専門性と豊富な経験、高い見識を有しているため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役就任以降、法令を根拠とした意見はもとより、社会的・倫理的観点や論理的・定量的根拠に立脚した助言等により、当社事業方針決定の際に参考となる発言が多数あった。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

各取締役の賞与については、業績等を勘案して支給している。

(ご参考)平成 15 年 7 月から平成 19 年 6 月までストックオプション制度を導入。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

常勤取締役を支払った報酬及び監査役を支払った報酬の総額を有価証券報告書に記載している。尚、非常勤取締役に支払った報酬は無し。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役を補佐する専任の担当セクションは設置していないが、内部監査を担当している「監査部」による定期的な各種連絡・情報伝達のための会議と、取締役会の事務局である「経営企画部」による取締役会資料の事前配布及び必要な場合の事前説明等を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は監査役設置会社であり、社外からの経営監視機能と監査機能の強化のため、4名中3名の社外監査役を選任し、非常勤監査役(社外監査役)に弁護士を登用している。当社は取締役会を原則として毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催している。取締役会では業務執行に関する意思決定及び重要事項の報告がなされており、あわせて取締役の業務の執行状況を監視している。また当社では、社長の諮問機関として経営会議を設置し、社長が経営判断する上での会社の全般的経営方針及び経営に関する重要事項の協議等を行なっている。経営会議の構成メンバーは常勤取締役及び、事業本部長、経営企画部長とし、常勤監査役も出席することができる。尚、取締役の報酬に関しては、社内規定に基づき適正に決定している。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より前倒しの発送を実施するよう努力を継続している。
集中日を回避した株主総会の設定	一般的に株主総会が集中すると思われる日程は避けるようにしている。
電磁的方法による議決権の行使	平成 17 年度より実施しております。

#### 2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年間 1 回実施。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年間 2 回、5 月と 11 月度に“定期的説明会”を実施。
IR資料のホームページ掲載	なし	「株主・投資家の皆様へ」と題して、決算・財務情報はもとより各種トピックスを適宜掲載。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	経営企画部に「IR 広報室(3 名体制)」を設置している。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「伊藤忠エネクスグループ・行動宣言」において各ステークホルダーとの関係について規定。
環境保全活動、	「伊藤忠エネクスグループ・行動宣言」及び「環境理念・環境方針」に規定。

CSR活動等の実施	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「伊藤忠エネクスグループ・行動宣言」において“情報開示・IR 広報活動”について規定。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 更新 □ 基本的な考え方

#### <1> コーポレート・ガバナンス

「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の“■1. 基本的な考え方”に記載しているため省略。

#### <2> コンプライアンス

① 取締役及び執行役員は、CSR・コンプライアンスプログラム、グループ行動宣言、及び社員の行動規範等関連する規則に則り行動するものとする。

② 当社は、チーフコンプライアンスオフィサー、CSR・コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、CSR・コンプライアンスプログラムを制定し、各部署の CSR・コンプライアンス責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、法令遵守マニュアルの作成、コンプライアンス問題発生時の対処方法、内部通報制度の整備、ならびに社員の行動規範の遵守に関する全ての取締役及び使用人からの書面取得制度等、コンプライアンス体制の充実に努める。

#### <3> 財務報告の適正性確保の為に体制整備

① 当社は、経理規程、連結財務諸表規則その他社内規定を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。

② 当社は、内部統制室を設置し、財務報告の適正性を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価・改善するための仕組みを構築する。

#### <4> 内部監査

当社は、社長直轄の監査部を設置する。監査部は、監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の方法及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、監査部は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

#### <5> 反社会的勢力排除

当社は、グループ全体を挙げて如何なる面においても、反社会的勢力とは、関係を一切遮断する。

### □ 整備状況

#### <1> 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

##### (1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ)を、関連資料とともに、文書保存規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

##### (2) 情報の閲覧



取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

#### <2> 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

商品市況、為替相場、金利及び株価の変動等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、その他様々なリスクに対処するため、当社は、社内委員会や伊藤忠エネクスグループ全体のリスクを把握し、管理するための責任部署を設置し、管理規則、取組基準、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。

#### <3> 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### (1) 各種社内委員会

当社は、職務執行の決定が適切かつ機動的に行われるため、社長の諮問機関として経営会議を設置し、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。さらに、社長或いは、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うために、事前協議会等各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。

##### (2) 事業本部制

- ① 当社は、複数の事業本部が事業領域を分担して経営を行う事業本部制を採用する。
- ② 事業本部長は、決裁権限規程等に基づき付与された権限及び予め設定された経営計画に基づき効率的な経営を行う。
- ③ 事業本部長は、法令、定款、社内規定及び社内基準に従い、担当事業領域の経営を行う。また、事業本部毎に、主要な貸借対照表項目及び損益計算書項目に関する数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証すると共に業務執行の状況を取締役会へ報告することにより、経営管理を行う。

##### (3) 職務権限・責任の明確化

当社は、業務分掌規程、職務権限・決裁権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

#### <4> 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人は、法令、定款はもとより、CSR・コンプライアンスプログラム、グループ行動宣言、及び社員の行動規範及び諸社内規程に則り行動するものとする。
- ② 使用人は、法令、定款違反、社内規則違反或いは社会通念に反する行為等が行われていることを知ったときは、CSR・コンプライアンスプログラムに基づき社内内の所定の窓口に通報する。内部通報制度に関しては、通報者の保護を図ると共に透明性を維持した的確な対処の体制を整備する。
- ③ 監査部は、監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手續及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、監査部は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

#### <5> 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (1) 子会社管理体制

当社は、子会社を統括するための要員を各事業本部及び当社管理本部内に配置すると共に、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が関連会社運営規則その他の社内規程に従い、当該子会社の経営管理及び経営指導にあたる。また、各子会社には取締役及び監査役を派遣すると共に、当社の監査役は、グループ監査役会を開催する。

##### (2) コンプライアンス

当社は、CSR・コンプライアンスプログラムに則り、各子会社のコンプライアンスプログラムの制定、CSR・コンプライアンス責任者の設置、法令遵守マニュアルの整備、コンプライアンス問題発生時の対処方法、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の整備につき子会社を監査及び指導するとともに、子会社に対するコンプライアンス教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライア

ンス意識の向上に努める。

(3) 内部監査

子会社の業務活動全般についても監査部による内部監査の対象とする。また、監査部は、伊藤忠エネクスグループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、グループ内の各社内部監査組織との密接な連携を保ち、グループとしての監査の質的向上に努める。

<6> 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助する使用人を数名選任し、兼務させる。

<7> 使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及び他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役会の同意を必要とする。

<8> 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、経営会議等その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 取締役等の報告義務

① 取締役、執行役員、営業部門長及び管理部署長等は、監査役会の要求に応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

② 取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

(ア) 財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容(単体・連結)

(イ) 業績及び業績見通しの発表の内容(単体・連結)

(ウ) 経営計画、資金計画、CSR・コンプライアンスの状況

(エ) 内部監査の内容及び結果

(オ) 内部通報提供制度に基づく情報提供の状況

(カ) 行政処分の内容

(キ) その他著しい損失等会社経営に甚大な影響を与える事象が発生したとき、または発生することが予想されるとき

(ク) 前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(3) 執行役員及び使用人による報告

執行役員及び使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

② 重大な法令または定款違反事実

<9> その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査部の監査役との連携等

監査役は、監査部との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。また、監査役及び監査部は、会計監査人とも連携、且つ相互に牽制を図るものとする。

(2) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

特に無し。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### (1) 取締役の定数

当社の取締役は 12 名以内とする旨を定款で定めている。

#### (2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めている。

#### (3) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### ① 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めている。

##### ② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第 454 条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。

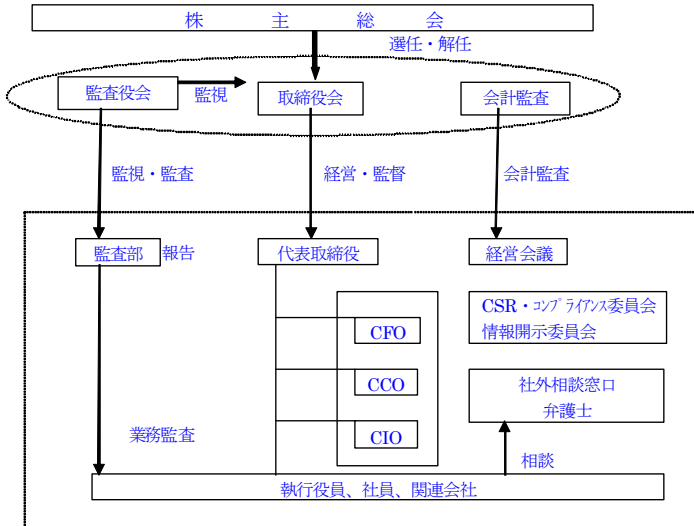
#### (4) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めている。

【 参考資料：模式図 】

□ 模式図 (参考資料)

① 業務執行、内部統制、経営の監視、リスク管理体制



② CSR・コンプライアンス体制

